

—東地中海・北アフリカ地域ニュース—

エジプト：50人委員会、憲法草案の全条項を可決

12月1日、憲法改正作業を行う50人委員会は、すべての条項について採決を終了した。この日、採決にかけられ可決された条項には、以下の議会選挙制度(229条)、選挙日程(230条)が含まれた。

- ・229条： 憲法成立後の議会選挙は、第102条に基づき行われる。(※注：102条は、議会選挙制度は小選挙区制、または比例代表制、またはその両方で行われると規定)
- ・230条： 大統領選挙または議会選挙は、法に基づき行われる。どちらか一方の選挙は、憲法成立後30日以上90日未満の間に実施する。選挙実施作業は、憲法成立から6ヵ月以内に開始する。

評価

この憲法草案によると、選挙制度の内容は明記されておらず、決定は暫定政権に委ねられることとなる。2012年選挙は、議席の3分の1を小選挙区制、3分の2を比例代表制で実施した。

選挙時期に関しては、暫定政権が当初に示した日程では議会選挙の後に大統領選挙を行うとされたが、可決された憲法草案によれば、どちらの選挙を先に行うか明記はない。憲法国民投票は2014年1月に行われる見込みであるため、まずは、議会選挙・大統領選挙のいずれかが2014年4月から7月の間に行われると解釈できる。議会選挙・大統領選挙の両方が終了する時期が来夏を過ぎる可能性も出てきた。

(金谷研究員)